

## 電子申請に必要な書類

自動車取得時の減免申請では  
電子申請の利用はできません。

### 【電子申請時に用意するもの】

※ 写真またはコピーの電子データをご提出いただきますが、後日、必要に応じて原本のご提示や郵送による送付を求められることがありますので、ご了承ください。

- (1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳  
別添「減免の対象となる主な条件」のうち、「各手帳の減免の対象となる障がいの範囲」に該当する手帳いずれか1つ
- (2) 自動車を運転する方の運転免許証
- (3) 自動車検査証  
※ 令和5年1月以降に交付されたICチップ付きの電子車検証の場合も、表面の写真またはコピーにより申請可能です。

### 【生計同一者及び常時介護者が運転する場合に用意するもの】

上記(1)～(3)のほか次の(4)、(5)の書類が必要です。

様式は愛媛県ホームページに掲載しているものをダウンロード・印刷していただくか、所轄の地方局までお問い合わせ下さい。

[愛媛県ホームページ \(https://www.pref.ehime.jp/h10500/jidousha/genmen.html\)](https://www.pref.ehime.jp/h10500/jidousha/genmen.html) はこちら

### (4) 申請日前1月以内に発行された生計同一証明書又は常時介護証明書

証明願に民生委員の証明をもらい、所轄の福祉事務所等で証明書を発行してもらってください。

※ 証明書の発行元は以下のとおりです。

手帳等		町在住者	市在住者
身体障がい者	18歳以上	町長	市福祉事務所長
	18歳未満	地方局長	
知的障がい者			
戦傷病者		県長寿介護課長	
精神障がい者		保健所長	

※ 以下の場合には生計同一証明書の代わりに別の書類で申請できます。

- ①申請者（納税義務者）と障がい者本人・運転者全員の健康保険証の記号番号が同一の場合  
→申請者（納税義務者）・障がい者本人・運転者全員の健康保険証に代えられます。
- ②申請者（納税義務者）と障がい者、運転者が住民票上同一世帯の場合  
→申請日前1月以内に発行された世帯全員が確認できる住民票に代えられます。  
ただし、マイナンバーの記載のないものをお願いします。

### (5) 申請日前1月以内に発行された通学、通園、通所、通院、通勤、生業又は帰省の証明書

※ 学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数及び使用目的が記載されたもの。

生計同一者が運転する場合は、使用回数が週1回又は月4回に満たないものは減免できません。

常時介護者が運転する場合は、使用回数が週3回又は月12回に満たないものは減免できません。

※ デイサービス・デイケアを利用するための通所は対象外であり減免できません。

ただし、通院として認められるものについては、通所証明書とともに医師の証明書を提出することにより減免となりますので、詳細について所轄の地方局へお問い合わせください。

## 添付していただく手帳のページについて

減免の状況によって送付いただくページが異なります。

### ○過去に同じ自動車で減免を受けており、手帳に減免記載がある場合

→氏名・手帳番号・交付年月日・住所・障害の内容・**減免記載**がわかるページ

### ○手帳に減免を受けたい自動車の減免記載がない場合（初めての申請を含む）

→氏名・手帳番号・交付年月日・住所・障害の内容がわかるページと備考欄のページ

※ただし、冊子型の手帳をお持ちの方で、備考欄が複数ページある場合、何も記載のない空白部分の2ページ目以降は省略可能です。

（例）備考欄の1, 2ページ目に何らかの記載あり。3ページ目以降空白。

→ 氏名・手帳番号・交付年月日・住所・障害の内容が分かるページと備考欄の3ページ目までの添付が必要です。

### 減免記載とは…

過去に同じ自動車で減免を受けたことがある方の手帳の備考欄等に記載されており、以下のように申請年月日や自動車の登録年月日が記入されています。

初回の申請を窓口で行った方には受付担当者が手帳へスタンプで記入しています。また、郵送で行った方にはシールを送付し、手帳への貼り付けをお願いしています。

### 記載例

愛媛県	R4.5.10
減免	愛媛 1 2 3 あ 4 5 6 7

自動車税種別割	愛媛
減免申請済	1 2 3 あ 4 5 6 7

※申請方法や申請窓口等によってレイアウト等が異なりますが、自動車の登録番号と初回申請時の受付年月日が記載されています。